

上砂川町

子どもの読書活動推進計画



平成 29 年 4 月
上砂川町教育委員会

目 次

□ はじめに	P1
□ 地域の実態	P1
□ 基本的な考え方	P2
□ 計画の期間	P2
□ 計画の対象	P2
□ 対象者の特徴（乳幼児期）（小学生期）（中学生期）	P2～P3
□ 子どもの読書活動推進のための方策	
(1)家庭における読書活動の推進	P4
(2)地域(町民センター図書室など)における読書活動の推進	P5
(3)学校における読書活動の推進	P6
□ 子どもの読書活動推進に関する法律	P7～P9

はじめに

○目的

近年、様々なメディアや娯楽の台頭、インターネットをはじめとする情報化社会の進展に伴い、子どもたちの興味・関心が多様化してきており、読書に魅力を感じない子や活字離れの子が増加傾向にあります。

子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（注1：子どもの読書活動推進に関する法律）であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

本町においても、子どもたちがこれまで以上に自発的、積極的に読書活動に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、これまで行ってきた事業の見直しや、子どもたちの現状を再認識し、読書環境の向上を目指す指標となる「上砂川町子どもの読書活動推進計画」を策定します。

注1)「子どもの読書活動の推進に関する法律」 平成13年12月に施行
全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律

地域の実態

図書館の実績（H27）

図書館蔵書 約30,000冊

貸出実績 約4,000冊



■ 基本的な考え方

上砂川町のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を図ります。

■ 計画の期間

本計画は平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

■ 計画の対象

対象者はおおむね 0 歳から 15 歳とします。

■ 対象者の特徴

乳幼児期（0歳～6歳）

一般的には、出生直後から 1 歳または 1 歳半くらいまでが乳児期、その後、就学するまでが幼児期といわれています。

乳児期は、絵本の読み手の声や表情に反応し、コミュニケーションを図ろうと自らも声を発しようとしています。

そのため、この時期は、子どもが自己を形成していく上でも、保護者などの周りにいる大人からの語りかけがとても大切になります。

幼児期は、絵本を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせたり、読んでもらった本を自分で読もうとするなどして、本を楽しむことができるようになります。

この時期は、想像力や新しいものをつくり出す力が培われるとともに、言葉も豊かになっていきます。

なお、乳幼児が幼稚園や保育所で、教員や保育士、友達と一緒に絵本などを見たり、聞いたりすることは、同じ世界を共有する楽しさや心を通わせる一体感などを味わう貴重な体験となります。

小学生期（6歳～12歳）

小学生期は、低学年では読み聞かせなどにより、本に親しんだり、読書を楽しんだりする時間をつくるのが大切です。

その後、子どもは自身の成長とともに、徐々に文章を読むことができるようになり、高学年になると、読書力がつき、幅広いジャンルの本（ノンフィクション、推理小説、スポーツ、科学など）に目を向けるようになります。

また、学級担任など教員のアドバイスを受けながら、各教科や総合的な学習の時間、特別活動における調べ学習などをとおして目的に合った本を読もうとするようになります。

中学生期（12歳～15歳）

中学生期は、生徒会活動や部活動への参加により、学校での生活時間が長くなるとともに、家庭学習の時間が増加するなど、生活リズムが大きく変化することにより、家庭で読書をする時間が減少する傾向にあります。

また、心身が著しく成長し、親に対する反抗期を迎え、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあります。

中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の向上を図るなど、自己の在り方を考えていく上での大きな力になります。



【引用：注2 第3次北海道子どもの読書活動推進計画】

注2)「第3次北海道子どもの読書活動推進計画」

計画期間は、平成25年から29年までの5年間

こどもの読書活動推進のための方策

1) 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活をとおして形成されるものであることから、読書が生活に位置づけられ、継続して行われるよう、保護者が家庭での読書活動の習慣化に向けて、積極的に取り組むことが必要です。

そのため、家庭では絵本などの読み聞かせをするなど、子どもが本に触れ、本に親しむきっかけを作ることが大切です。

【具体的な取組】

○ブックスタート「子どもの発達に合わせた絵本の選び方」の配布

○保護者による読み聞かせ及び家^{うちどく}読の重要性の啓発

○ノーゲームデーの設定（町独自）

目標指標

指標（指標の概要）	現状	目標年度の状況 H33
○ブックスタート及びブックスタートに準じた取組の実施	未実施	実施
○読み聞かせ及び家読に関する啓発物の作成・配布	未実施	実施
○ノーゲームデーの設定 ・上砂川町独自の設定を行う	未設定	設定

2) 地域(町民センター図書室など)における読書活動の推進

子どもが様々な本に数多く触れ、読書への関心を育てていけるよう、町民センター図書室の利用を促進していくことが必要です。

そのため、子どもが利用しやすいよう図書室の整備を進めて、積極的に情報を届け、興味を向けさせることが大切です。

【具体的な取組】

- 町民センター図書室の利用環境の整備
- 職員の研修の実施
- 図書室だよりの定期発行（新刊の紹介など）
- 団体貸出の実施（学校・保育所との連携）

目標指標

指標（指標の概要）	現状	目標年度の状況 H33
○町民センター図書室の整備 ・分類サインや絵本コーナーなどの環境整備に努める	実施	継続
○町民センター管理人の図書業務研修の実施 ・図書の取扱いや利用者サービス対応などの研修を行う	未実施	実施
○図書室だよりの発行 ・図書室だよりの定期発行を行う	未発行	2ヶ月に1回
○町のHPなどでの広報 ・HPやSNSなどのネットメディアを活用した広報活動を検討する	未実施	実施
○子ども読書スタンプカードの実施 ・貸出冊数に応じスタンプを付与し、一定数貯まったカードと景品を引き換える制度の実施を検討する	未実施	実施
○団体貸出の実施 ・学校や保育所、児童館などの団体、施設へ貸出を行う	実施	継続

3) 学校における読書活動の推進

学校・保育園においては、教員や保育士が子どもの読書活動の意義を理解し、教育活動や保育の中で計画的・継続的に読書活動を推進する取り組むことが必要です。

そのため、子どもたちの実態を踏まえて日常から多様な指導を展開することにより、望ましい読書習慣の形成を図ることが大切です。

【具体的な取組】

○学級文庫の設置

あさどく

○朝読（一斉読書）の実施

OPTA 行事などにおける「朝読・家読運動」の啓発

目標指標

指標（指標の概要）	現状	目標年度の状況 H33
○学級文庫の設置 ・各教室に棚などを設け気軽に読書できる環境を整備する	実施	継続
○学校などにおける「朝読」（一斉読書）の実施 ・授業が始まる前に各教室において「朝読」を一斉に行う	実施	継続
OPTA 行事などにおける「朝読・家読運動」の啓発 ・PTA 総会時や学級懇談会などの保護者会で啓発に努める	実施	継続

□子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律第154号

第1 目的（法第1条関係）

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものであること。

第2 内容

1 基本理念（法第2条関係）

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないこと。

2 国及び地方公共団体の責務（法第3条及び第4条関係）

(1) 国は、上記1の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

（法第3条関係）

(2) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。（法第4条関係）

3 事業者の努力（法第5条関係）

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする

こと。

4 保護者の役割（法第6条関係）

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする

こと。

5 関係機関等との連携強化（法第7条関係）

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする

こと。

6 子ども読書活動推進基本計画（法第8条関係）

- (1) 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならないこと。（第1項関係）
- (2) 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。（第2項関係）
- (3) 上記(2)は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用すること。（第3項関係）

7 都道府県子ども読書活動推進計画等（法第9条関係）

- (1) 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。（第1項関係）
- (2) 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。（第2項関係）
- (3) 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならないこと。（第3項関係）
- (4) 上記(3)は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用すること。（第4項関係）

8 子ども読書の日（法第10条関係）

- (1) 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設けること。（第1項関係）
- (2) 子ども読書の日は、4月23日とすること。（第2項関係）
- (3) 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこと。（第3項関係）

9 財政上の措置等（法第11条関係）

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

10 施行期日（附則関係）

この法律は、公布の日から施行すること。

第3 留意事項

- 1 国においては、子ども読書活動推進基本計画を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施していくこととしているが、各地方公共団体においても、当該地域における子どもの読書活動の推進状況等の実情を踏まえ、自主的判断により、子ども読書活動推進計画を策定し、関連施策を推進するよう努められたいこと。
- 2 国においては、子ども読書の日趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業を実施することとしているが、各地方公共団体においても、当該地域の実情等に応じて、自主的判断により、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努められたいこと。

第4 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

